

2024年度被扶養者(当健保組合に加入中の家族対象)調査のお願い

被扶養者調査の概要

- ※実施時期 7月～
- ※目的 被扶養者の条件を継続して満たしていることを再確認する調査です。(健康保険法施行規則第50条)
- ※対象者 18歳以上の被扶養者全員(2024年4月1日時点)
※2024年4月1日以降に認定された方は対象外です。
- ※必要な書類 調査書をご覧ください。

2023年度の調査による扶養削除の内訳

調査対象:4,704人

削除理由	削除人数
就職	50
収入増	20
結婚・離婚	5
その他	15
合計	90

- ★就職をした方・収入が扶養の認定基準を超えていた方の扶養削除の届出を忘れていた方が多かったです。扶養をはずすには、必ず届出が必要です。
- ★当組合のパート収入の認定基準は原則、1ヵ月108,300円以内です。継続的に超えている場合は、年収130万円以内でも、収入増加で扶養削除対象者となりますので、扶養範囲内で働きたい方はご注意ください。



教えて!! 扶養の手続き

Q 生まれた子供を私(男性の被保険者)の扶養に入れたい。

A 妻が扶養に入っている場合は、「被扶養者異動届」を提出してください。妻が扶養に入っていない場合は、「被扶養者異動届」「配偶者の前年度の源泉徴収票」を提出してください。(共働き世帯の子供は子供の人数に関わらず原則、年間収入が多い方の被扶養者となります。)年収が多い妻が育休によって収入が少なくなる場合は、出産手当金・育児休業給付金などの収入で判断します。育休を終了して復職後、妻の年収が多くなる場合は子供の扶養異動が必要です。

Q 妻が会社を退職したので、扶養に入れたい。

A 「被扶養者異動届」「被扶養者認定資料」「健康保険資格喪失証明書または離職日がわかる書類」を提出してください。退職する前に会社に必要な書類を伝えていると、手続きが早く進む可能性が高いです。扶養に入った後、失業保険の受給を開始した場合は、必ず健保組合にお知らせください。

Q 妻の失業保険の受給が終了したので、扶養に入れたい。

A 「被扶養者異動届」「被扶養者認定資料」「雇用保険受給資格資格者証両面コピー」を提出してください。裏面の最終行に「支給終了」の文言が必要です。

- ▶書類の提出は、会社の健康保険組合担当者をお願いします。
- ▶書類は異動があってから5日以内に提出してください。(健康保険法施行規則第38条)
- ▶書類の提出が著しく遅れた場合は、遡って扶養認定はできかねますのでご注意ください。

扶養認定は個別の扶養状況に応じた書類の提出をお願いしています。書類提出後、状況把握に必要な書類を別途お願いすることもあります。厳正な審査に必要なため、ご理解・ご協力をお願いいたします。

1.「年収の壁」への対応について

「年収の壁」対策として、パート・アルバイト等で働く被扶養者で、人手不足で働く日数が多くなった、残業時間が増えたなどの理由で被扶養者の収入要件を超える一時的な収入増があった場合は、事業主の証明書とあわせて、雇用契約書または労働条件通知書の写し(扶養基準以内の収入予定であった確認のため)を提出すれば、継続して被扶養者になることができます(連続2回まで)。

▶詳しくは厚生労働省のHPをご確認ください。https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html

年収の壁

検索

2.住民票住所と居所住所の届出をお願いします。

健保組合では、誤登録防止のため、マイナンバー紐づけ登録時に、本人確認のため氏名・生年月日に加え、住民票住所まで確認しています。

また、住民票住所と実際に住んでいる住所(居所)が異なる場合は、健保組合から健診のご案内やジェネリック医薬品についてのパンフレット等の郵送がありますので、必ず健保組合まで住所変更届をご提出ください。